# 事業系廃棄物(ごみ)

## 事業系廃棄物(ごみ)とは

## 生活系ごみと事業系ごみの違い

生活に伴い生じるごみは、生活系ごみです。事業系ごみとは、事業活動に伴い生じるごみのことです。基本的には、 生活系ごみ以外のごみは事業系ごみとなります。事業系ごみの産業廃棄物以外が事業系一般廃棄物です。



## 生活系廃棄物(ごみ)

生活に伴い生じるごみ



## 〔系廃棄物(ごみ)

事業活動で生じるごみ

※個人経営の塾・カルチャースクールなども含む。

#### ごみステーションに排出(行政回収)

般廃棄物の収集運搬業許 可業者へ委託又は自ら搬入。 指定ごみ袋を使用してください。



般廃棄物の 処理施設

産業廃棄物の収集運搬業許可業者へ 委託又は自ら搬入。

産業廃棄物の 処理施設

## 産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分

生活系 廃棄物 生活に伴い 生じるごみ 廃棄物 (ごみ)

# 事業系

廃棄物 事業活動から 生じるごみ

家庭から排出される 「ごみ」以外は、原則 「事業系廃棄物」。

#### 特別管理一般廃棄物

感染性一般廃棄物など。

#### 事業系一般廃棄物

事業活動により生じた廃棄物のうち 産業廃棄物以外の廃棄物。

#### 産業廃棄物

事業活動により生じた廃棄物のうち 法令で定められた廃棄物。

#### 特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性のある産業廃棄物 (例:飛散性アスベストなど)。

#### 事業系一般廃棄物

事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外 の事業系廃棄物は事業系一般廃棄物で す。まずは産業廃棄物を理解し、一般廃 棄物であるかは総合的な判断が必要で す。廃棄物は多種多様な事業活動から排 出されるため多様化しています。まずは、 自社の廃棄物をご確認ください。

#### 産業廃棄物

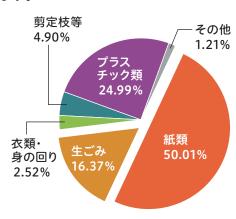
詳しくはP29参照

廃棄物処理法に定められた20種類の 廃棄物です。

## 西宮市の事業系一般廃棄物

西宮市では、事業系一般廃棄物の排出量は横ばい傾向が続き、減量のための取り組みが課題となっています。令 和2年度は、新型コロナの影響で経済活動が滞り、ごみも一時的に減少しましたが、今後は増加する可能性が考えら れることから、さらなる取り組みが必要です。可燃ごみの組成では、全体の約50%が紙類となっており、事業系古紙 類の分別・再資源化を推進することで減量がすすみます。ご協力をお願いします。





事業系ごみ(可燃ごみ)(約6.1万t)の内訳 (令和2年度)

事業系廃棄物(ごみ)

|素|



事業

# ⅲ 事業系ごみの分別と減量

### 事業系一般廃棄物の例と減量

紙類

汚れのついた紙、 リサイクルで リサイクルで きない紙など

一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し て、処理センターに搬入します。また、自ら 搬入することもできます。

●建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する 紙類は産業廃棄物(紙くず)です。

食品の売れ残り、 食べ残した物、 調理くずなど

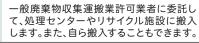
一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し て、処理センターやリサイクル施設に搬入 します。また、自ら搬入することもできます。

#### 厨芥類

- ●食料品製造業などの業種から発生する厨芥類(製品は除く)は産業 廃棄物(動植物性残さ)です。
- ●食料品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに 取り組む必要があります。
- ●水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い、減量に努めましょう。

草木類

木製品、 せん定枝など



●建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業など の業種から発生する木類及び貨物の流通のために使用した木のパ レットは産業廃棄物(木くず)です。

#### 古紙類はリサイクル業者へ!

西宮市の事業系ご みの組成では、可燃ご みの中に古紙類が多く 混入しています。これ らを分別し、リサイクル することでごみの減量 になります。



#### 食品ロス削減にご協力を!

わが国では、本来食べられ ていたはずの食品が、年間約 600万 t 捨てられています。 (平成30年度推計値)フード バンクの活用や仕入れの工 夫などで食品ロスは削減でき ます。



農林水産省ホームページ 森村: 総務省人口推計(平成30年10月1 (第14年) 高的森林東京中の次子

### 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、法律で処理方法が定められており、規定違反は厳しく罰せられます。自社の廃棄物を再確認して、適正に処理をしてください。

	種 類	具 体 例
	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
すべての事業活動に伴うもの 特定の事業活動に伴うもの	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、 カーパイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程で生じたコンクリートブロックくず、インターロッキングブロックくず、 レンガくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等
	鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設やDXN特措法に定める特定施設、産業廃棄物焼却施設から発生するばいじんで、集じん施設によって集められたもの
	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、 羊毛くず等の天然繊維くず
	動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業及び香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、 魚及び獣の内臓・あら等の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体

以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(13号廃棄物と呼ばれている、例えばコンクリート固形化物)

#### 事業系一般廃棄物の収集運搬

にしのみや環境サポート協同組合 へお問い合わせください。

にしのみや環境サポート協同組合 **4**0798-36-7806

#### 産業廃棄物の処理業者の紹介

一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会 へお問い合わせください。

> (一社)兵庫県産業資源循環協会 **、**078-381-7464

#### 事業系廃棄物の種類や処理の仕方

西宮市役所 事業系廃棄物対策課 へお問い合わせください。 西宮市役所事業系廃棄物対策課 **4**0798-35-0185

